

新旧対照表

新	旧
<p>地域再生計画</p> <p>1～3（略）</p> <p>4．地域再生計画の目標</p> <p>平成17年3月1日に、中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の1市1村3町が合併し、人口約8万7千人の県北の中核都市「新中津市」が誕生した。新市は77.5%が山林原野であり、耶馬日田英彦山国定公園に代表される豊かな森林と景勝地を有する観光地として全国的に知られる一方、平野部は中津城に代表される古くからの城下町として商工業が発展、さらに近年はダイハツ九州(株)の操業及び重要港湾中津港の整備により工業集積を誇る県北経済の重要な拠点として位置づけられている。</p> <p>近年、山国地区農林生産区域及び耶馬溪地区農林生産区域に及び山間部では高齢化・過疎化が進行（65歳以上の高齢者が31.3%を占めるとともに、過去5年間の人口が5.3%減少）しており、農林業の後継者不足による未間伐森林や耕作放棄地の増加等が地域の大きな課題となっている。また、高齢化に伴い、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが急務となっていることから、病院などへのアクセス改善や社会福祉施設等の整備を行っていくことが求められている。</p> <p>さらに、昨今では少子化によりすでに廃校となった木造校舎を利用した自然体験ツーリズム等により、地域おこしや地域間交流</p>	<p>地域再生計画</p> <p>1～3（略）</p> <p>4．地域再生計画の目標</p> <p>平成17年3月1日に、中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の1市1村3町が合併し、人口約8万7千人の県北の中核都市「新中津市」が誕生した。新市は77.5%が山林原野であり、耶馬日田英彦山国定公園に代表される豊かな森林と景勝地を有する観光地として全国的に知られる一方、平野部は中津城に代表される古くからの城下町として商工業が発展、さらに近年はダイハツ車体(株)の操業及び重要港湾中津港の整備により工業集積を誇る県北経済の重要な拠点として位置づけられている。</p> <p>近年、山国地区農林生産区域及び耶馬溪地区農林生産区域に及び山間部では高齢化・過疎化が進行（65歳以上の高齢者が31.3%を占めるとともに、過去5年間の人口が5.3%減少）しており、農林業の後継者不足による未間伐森林や耕作放棄地の増加等が地域の大きな課題となっている。また、高齢化に伴い、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが急務となっていることから、病院などへのアクセス改善や社会福祉施設等の整備を行っていくことが求められている。</p> <p>さらに、昨今では少子化によりすでに廃校となった木造校舎を利用した自然体験ツーリズム等により、地域おこしや地域間交流</p>

新旧対照表

新	旧
<p>が進むなかで、観光・レクリエーションの場としても同地域は大きな役割を期待されている。</p> <p>また、平野部の中心部は市中心部健康増進区域と位置づけ、現在競馬場跡地に計画されている大貞総合運動公園を核として、平成20年開催の大分国体に向け施設整備等が進めてられており、市道整備に関しても国道10号線からのアクセス改善が急務の課題とされている。</p> <p><u>一方、北東部においては、平成16年12月から操業開始しているダイハツ九州㈱の第二工場建設着手にあわせ、周辺のインフラ整備を図り居住環境を整えることにより、市の定住人口増加を図ることが求められている。</u></p> <p>以上を踏まえ、地域の重要なインフラである市道、林道、広域農道の一体的整備を、地域再生基盤強化交付金の活用により効率的に推進し、道路ネットワークを構築することで、農林業の振興、市民の余暇及び健康増進、さらには広域的観光ルートの形成による交流人口の拡大及び居住環境整備による流入人口の増加を図り、耶馬の「もり」のめぐみを受け、「ひと」が育ち、「もの」がうまれる新しい「中津市」を目指す。</p> <p>(目標1) 農林業の振興と地域環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備(間伐等)実施面積の2%増加 ・ 耕作面積の減少を4%以下に抑制 	<p>が進むなかで、観光・レクリエーションの場としても同地域は大きな役割を期待されている。</p> <p>また、平野部は市中心部健康増進区域と位置づけ、現在競馬場跡地に計画されている大貞総合運動公園を核として、平成20年開催の大分国体に向け施設整備等が進めてられており、市道整備に関しても国道10号線からのアクセス改善が急務の課題とされている。</p> <p>以上を踏まえ、地域の重要なインフラである市道、林道、広域農道の一体的整備を、地域再生基盤強化交付金の活用により効率的に推進し、道路ネットワークを構築することで、農林業の振興、市民の余暇及び健康増進、さらには広域的観光ルートの形成による交流人口の拡大を図り、耶馬の「もり」のめぐみを受け、「ひと」が育ち、「もの」がうまれる新しい「中津市」を目指す。</p> <p>(目標1) 農林業の振興と地域環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備(間伐等)実施面積の2%増加 ・ 耕作面積の減少を4%以下に抑制

新旧対照表

新	旧
<p>(目標2) 市道、農林道整備による拠点施設へのアクセス改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 山間部の山国地区、耶馬溪地区、本耶馬溪地区においては集落及び農林業生産地から支所等の拠点施設へ最大で10分短縮 平野部の中津地区において国道10号線から健康増進施設への乗り入れが約2分短縮、<u>また市北東部から健康増進施設への乗り入れが約5分短縮、さらに三光地区においても健康増進施設への乗り入れが約2分短縮</u> 中津市全域でトータル的に考慮すると山国地区農林生産区域から市中心部健康増進区域まで最大で12分の短縮 <p>(目標3) <u>居住環境の改善(市道整備等)による定住人口の増加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>市北東部(和田校区、今津校区)人口の2.5%増加(平成18年、平成21年対比)</u> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>(5-1) 全体の概要</p> <p>旧本耶馬溪町と旧山国町を結ぶ「広域農道耶馬溪東部地区」を集中的に整備することにより、農業振興・農産物の物流効率化を図るほか、現在、計画中である林道新設改良事業費補助金活用の「林道中津留下越線」開設と併せて、「林道伏辺野線」<u>、(削除)</u>「林道相ノ原毛谷村線」<u>、</u>「林道市平両畑線」の舗装、<u>(削除)</u>及び「林道岳滅鬼線」の開設・舗装を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と未間伐森林の解消を図る。</p>	<p>(目標2) 市道、農林道整備による拠点施設へのアクセス改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 山間部の山国地区、耶馬溪地区、本耶馬溪地区においては集落及び農林業生産地から支所等の拠点施設へ最大で10分短縮 平野部の中津地区において国道10号線から健康増進施設への乗り入れが約2分短縮<u>及び、三光地区においても健康増進施設への乗り入れが約2分短縮</u> 中津市全域でトータル的に考慮すると山国地区農林生産区域から市中心部健康増進区域まで最大で12分の短縮 <p>5. 目標を達成するために<u>必要な事業</u></p> <p>(5-1) 全体の概要</p> <p>旧本耶馬溪町と旧山国町を結ぶ「広域農道耶馬溪東部地区」を集中的に整備することにより、農業振興・農産物の物流効率化を図るほか、現在、計画中である林道新設改良事業費補助金活用の「林道中津留下越線」開設と併せて、「林道伏辺野線」<u>、「林道内尾線」</u>「林道相ノ原毛谷村線」<u>、「林道市平上ノ原線」</u>の開設<u>及び</u>「林道岳滅鬼線」の開設・舗装を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と未間伐森林の解消を</p>

新旧対照表

新	旧
<p>また、山間部の「市道久留見寺小野線」、「市道杉畑上ノ畑線」、「市道藤野木線」、「市道市平線」、「市道長尾野線」、「市道行広奥畑線」、「市道向尾線」、「市道落合戸原線」の拡幅改修を行うことにより観光施設へのアクセスさらには地域住民の生活利便性の向上を図る。なお、平野部に関しては「市道上ノ原大貞公園線」、「市道大貞馬場池県道線」、「市道大貞辛無池ノ下線」、「市道諸田中央線」、「市道野路諫山南平線」、「市道上田口猪ノ川内線」、「市道成恒西秣線」、「市道山ノ中小平線」の拡幅工事を行うことにより、現在「地域用水環境整備事業費補助金」「都市・地域整備局所管補助金」を活用して計画中の総合運動公園（総合体育館、多目的広場）へのアクセスを確保する。</p> <p>以上を踏まえて市道、林道、広域農道による効率的な道路ネットワークの構築を図る。</p> <p>(5 - 2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業</p> <p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>市道：市道認定日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道久留見寺小野線 昭和 47 年 3 月 11 日認定 ・市道杉畑上ノ畑線 昭和 37 年 3 月 12 日認定 	<p>図る。</p> <p>また、山間部の「市道久留見寺小野線」、「市道杉畑上ノ畑線」、「市道藤野木線」、「市道市平線」、「市道長尾野線」、「市道行広奥畑線」、「市道向尾線」、「市道落合戸原線」の拡幅改修を行うことにより観光施設へのアクセスさらには地域住民の生活利便性の向上を図る。なお、平野部に関しては「市道上ノ原大貞公園線」、「市道大貞馬場池県道線」、「市道野路諫山南平線」、「市道上田口猪ノ川内線」、「市道成恒西秣線」、「市道山ノ中小平線」の拡幅工事を行うことにより、現在「地域用水環境整備事業費補助金」「都市・地域整備局所管補助金」を活用して計画中の総合運動公園（総合体育館、多目的広場）へのアクセスを確保する。</p> <p>以上を踏まえて市道、林道、広域農道による効率的な道路ネットワークの構築を図る。</p> <p>(5 - 2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業</p> <p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>市道：市道認定日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道久留見寺小野線 昭和 47 年 3 月 11 日認定 ・市道杉畑上ノ畑線 昭和 37 年 3 月 12 日認定

新旧対照表

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・市道上ノ原大貞公園線 平成 17 年 2 月 24 日認定 ・市道大貞馬場池県道線 平成 17 年 6 月 24 日認定 ・市道大貞辛無池ノ下線 平成 16 年 9 月 17 日認定 ・市道諸田中央線 平成 14 年 12 月 24 日認定 ・市道藤野木線 平成 16 年 12 月 9 日認定 ・市道市平線 平成 16 年 12 月 9 日認定 ・市道長尾野線 平成 16 年 12 月 9 日認定 ・市道行広奥畑線 昭和 47 年 3 月 22 日認定 ・市道向尾線 平成 18 年 4 月 6 日認定 ・市道落合戸原線 平成 18 年 4 月 6 日認定 ・市道野路諫山南平線 平成 18 年 4 月 6 日認定 ・市道上田口猪ノ川内線 昭和 43 年 9 月 26 日認定 ・市道成恒西秣線 平成 18 年 4 月 6 日認定 ・市道山ノ中小平線 平成 10 年 6 月 26 日認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道上ノ原大貞公園線 平成 17 年 2 月 24 日認定 ・市道大貞馬場池県道線 平成 17 年 6 月議会認定予定 ・市道藤野木線 平成 16 年 12 月 9 日認定 ・市道市平線 平成 16 年 12 月 9 日認定 ・市道長尾野線 平成 16 年 12 月 9 日認定 ・市道行広奥畑線 昭和 47 年 3 月 22 日認定 ・市道向尾線 平成 18 年 3 月議会認定予定 ・市道落合戸原線 平成 18 年 3 月議会認定予定 ・市道野路諫山南平線 平成 18 年 3 月議会認定予定 ・市道上田口猪ノ川内線 昭和 43 年 9 月 26 日認定 ・市道成恒西秣線 平成 18 年 3 月議会認定予定 ・市道山ノ中小平線 平成 10 年 6 月 26 日認定
<p>林道：森林計画登載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道伏辺野線 平成 16 年 4 月 1 日大分県北部森林計画 (削除) ・林道相ノ原毛谷村線 " ・林道市平両畑線 " (削除) ・林道岳滅鬼線 " 	<p>林道：森林計画登載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道伏辺野線 平成 16 年 4 月 1 日大分県北部森林計画 ・林道内尾線 " ・林道相ノ原毛谷村線 " ・林道市平両畑線 " ・林道市平上ノ原線 " ・林道岳滅鬼線 "

新旧対照表

新	旧
<p>広域農道：法手続年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域農道耶馬溪東部地区 <ul style="list-style-type: none"> 平成 6 年 1 月 11 日確定（当初計画） 平成 14 年 3 月 26 日確定（変更計画） <p>[施設の種類（事業区域）、実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 道（中津市） 中津市 ・ 林 道（中津市） 中津市・大分県 ・ 広域農道（中津市） 大分県 <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 道（平成 1 7 ～ 2 1 年度） ・ 林 道（平成 1 7 ～ 2 1 年度） ・ 広域農道（平成 1 7 ～ 2 1 年度） <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 道 <u>15.73 km</u> 林道 <u>20.90 km</u> 広域農道 2.20 km ・ 総事業費 <u>6,945,468 千円</u>（うち交付金 <u>3,468,704 千円</u>） <p>（内訳）市 道 <u>4,246,000 千円</u>（うち交付金 <u>2,123,000 千円</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> 林 道 <u>1,019,468 千円</u>（うち交付金 <u>505,704 千円</u>） 広域農道 1,680,000 千円（うち交付金 840,000 千円） 	<p>広域農道：法手続年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域農道耶馬溪東部地区 <ul style="list-style-type: none"> 平成 6 年 1 月 11 日確定（当初計画） 平成 14 年 3 月 26 日確定（変更計画） <p>[施設の種類（事業区域）、実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 道（中津市） 中津市 ・ 林 道（中津市） 中津市・大分県 ・ 広域農道（中津市） 大分県 <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 道（平成 1 7 ～ 2 1 年度） ・ 林 道（平成 1 7 ～ 2 1 年度） ・ 広域農道（平成 1 7 ～ 2 1 年度） <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 道 <u>14.51 km</u> 林道 <u>23.04 km</u> 広域農道 2.20 km ・ 総事業費 <u>6,229,260 千円</u>（うち交付金 <u>3,104,760 千円</u>） <p>（内訳）市町村道 <u>3,356,000 千円</u>（うち交付金 <u>1,678,000 千円</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> 林 道 <u>1,193,260 千円</u>（うち交付金 <u>586,760 千円</u>） 広域農道 1,680,000 千円（うち交付金 840,000 千円）

新旧対照表

新	旧
<p>(5 - 3) その他の事業</p> <p>地域再生法による特別の措置を活用するほか、[耶馬の「もり」のめぐみを受け、「ひと」が育ち、「もの」がうまれる新しいまちづくり]を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。</p> <p>農林水産省の「地域用水環境整備事業費補助金」を活用し、大貞総合運動公園内の水辺環境の整備を図るため、地域用水環境整備事業を行う。</p> <p>国土交通省の「都市・地域整備局所管補助金」を活用し、大貞総合運動公園内の多目的広場及び総合体育館及び公園内の園路整備を行う。</p> <p><u>森林の適切な管理はもとより、造林・保育・伐採等の林業生産活動のコスト低減や省力化など合理的な森林経営を図るため、県営林道宇治藤原線の開設を行う。また、大分県の「県単林道整備事業費補助金」を活用した林道中津留下越線の開設及び林道内尾線の舗装を行う。</u></p>	<p>(5 - 3) その他の事業</p> <p>地域再生法による特別の措置を活用するほか、[耶馬の「もり」のめぐみを受け、「ひと」が育ち、「もの」がうまれる新しいまちづくり]を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。</p> <p>農林水産省の「地域用水環境整備事業費補助金」を活用し、大貞総合運動公園内の水辺環境の整備を図るため、地域用水環境整備事業を行う。</p> <p>国土交通省の「都市・地域整備局所管補助金」を活用し、大貞総合運動公園内の多目的広場及び総合体育館及び公園内の園路整備を行う。</p> <p><u>大分県の「県単林道整備事業費補助金」を活用し、森林の適切な管理はもとより、造林・保育・伐採等の林業生産活動のコスト低減や省力化を図り合理的な森林経営を図るため林道中津留下越線の開設を行う。</u></p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <p>4 . に示す地域再生計画の目標については、<u>中津市の毎年度の建設事業5ヵ年計画(ローリング計画)策定時に必要な調査を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。</u></p>	<p>7 . 目標の達成状況に係る評価</p> <p>4 . に示す地域再生計画の目標については、<u>毎年毎必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。</u></p>

新旧対照表

新	旧
8 . <u>地域再生計画の実施</u> に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 特になし	8 . <u>その他地方公共団体</u> が必要と認める事項 特になし